

遺言信託相談者の高齢期を福岡市社協が包括的に支援する仕組み（案）

遺言信託の相談をされる市民のなかには、ご親族がいない方、いても関係性が途切れている方などが一定数含まれています。そのような方々が、福岡市社協と「ずーっとあんしん安らか事業利用契約（死後事務委任契約）」を締結すれば、市社協職員が、「定期訪問（見守り・安否確認）」、「入退院支援」、葬儀・納骨・家財処分・行政手続き等「死後事務」といったサービスを、親族に代わり提供することができます。また、万一その方が認知症を発症した場合には、市社協が法人として成年後見人（保佐人・補助人）を家裁から受任する「法人後見事業」により、権利侵害を防ぎ、大切な財産を守ることもできます。その他にも、民間賃貸住宅への入居相談や施設入所などで使わなくなった自宅の有効活用等「住まい」関連の支援、ボランティア活動等生きがいがづくり、生前整理（断捨離）・介護・終末期医療等の老後の不安に応える「終活サポートセンター」などの各種事業が生活をトータルに支える、より豊かな高齢期づくりのお手伝いをします。そのようなニーズの把握、適切なサービスへの繋ぎ、そこから発生する可能性のある遺贈等を目的として、金融機関との事業連携を計画しており、現在協議中です。

遺言信託相談者の高齢期を福岡市社協が包括的に支援する仕組み

